

長野工業高等専門学校学生準則

第1章 総則

第1条 この準則は、本校学則第34条の規定に基づき、本校学生の生活上遵守すべき事項について定める。

第2条 学生は、学則、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう心がけなければならない。

第2章 宣誓・誓約書及び保護者等

第3条 入学者は、入学式に当たり所定の誓詞により校長に宣誓を行う。

第4条 入学を許可された者は、所定の期日までに別記第1号の様式により保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

第5条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

第6条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに校長に対して新たに保護者等となる者を定めて別記第2号の様式による保護者等変更届を提出しなければならない。

第3章 学生証

第7条 本校の学生は、毎学年の初め本校より交付する学生証の交付を受けて常時これを携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第8条 学生証は、その有効期間を終了したとき、又は、退学するときには、本校に返納しなければならない。

第9条 学生証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに校長に願い出て、再交付を受けなければならない。

第4章 休学・退学・欠席等

第10条 学生は、疾病その他の理由により、継続して3ヶ月以上修学することのできない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、校長に対して別記第3号の様式による休学願を提出して、許可を受けなければならない。

第11条 休学した者が、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、別記第4号の様式による復学願を校長に提出して許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

第12条 学生が退学しようとするときは、別記第5号の様式による退学願を校長に提出して、許可を受けなければならない。

第13条 学生は、改氏名その他一身上の異動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

第14条 学生が住居を変更したときは、直ちに別記第6号の様式による住所変更届を校長に提出しなければならない。

第15条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、事前に理由を明記して、校長に別記第7号の様式による欠席（欠課、遅刻、早退）届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

第16条 父母近親の喪に服するときは、別記第8号の様式による忌引願を校長に提出して許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、1親等（父母）7日、2親等（祖父母、兄弟姉妹）3日、3親等（伯父、叔母、曾祖父母等）1日とする。

第17条 学生が休業中に登山及び旅行をしようとするときは、事前に目的地その他を明記して、校長に別記第9号の様式による旅行・登山届を提出しなければならない。

第5章 服装

第18条 学生は、本校の学生にふさわしい、華美にわたらない、清潔で端正な服装を着用すること。

2 学生は、学校行事などで特別に服装を指定された場合は、これに従うものとする。

3 学生は、体育、実験、実習などの授業には、定められた服装を着用するものとする。

第6章 健康診断

第19条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第20条 学生は必要に応じて、予防措置並びに治療の命令に従うものとする。

第7章 学生会等

第21条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会を置く。

第22条 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し高等専門教育の目的達成に資することを目的とする。

第23条 学生会は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。

(2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。

(3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。

(4) 学生生活における集団の活動に積極的に参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。

(5) 学生生活において自主的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

第24条 学生会活動を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守するとともに、法令及び学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

(1) 学生会は、学校の教育方針にのっとり、学校の教育の使命の達成に寄与すること。

(2) 学生会は、本来の目的使命にのっとり、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動は行わないこと。

(3) 学生は、学生会の運営について常に深い関心を持ち、その活動に積極的に参加すること。

(4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、また、いかなる場合においても、個人の思想良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。

(5) 学生会は、学外活動を行うに当たっては、学校の承認と指導を受け学生会の目的の範囲内において行動すること。

(6) 学生会は、その目的使命の達成上必要があり、かつ、学生会の自主性が阻害されないと認め、学校が承認した場合に限り、学外団体に加盟することができる。

第25条 学生会は、学生全員をもつて構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

第26条 学生会に、総会、評議員会、役員、委員会、部及びクラブを置く。

2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

3 評議員会は、学級ごとに選出された評議員をもつて構成し学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は、全会員が選挙し、学生会の事務を掌理する。

5 委員会及び部・クラブは別に定める。

6 学生は、その希望によって、クラブに所属するものとする。

第27条 学生会は、規約を制定して学校の承認を受けるものとする。規約の変更についても同様とする。

2 規約中には少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 名称

- (2) 目的
- (3) 構成
- (4) 組織
- (5) 役員の種類・任務及びその任期
- (6) 総会・評議員会の機能と権限
- (7) 部及びクラブの種類とそれらの権限
- (8) 会費に関する事
- (9) 会計に関する事
- (10) 校長の最終決定権及び担当の教員の指導に関する事
- (11) 会議の招集に関する事
- (12) 部活動の連絡調整に関する事
- (13) 選挙に関する事
- (14) 会議、各部、会計、選挙等の細則に関する事
- (15) 事業計画及び予算決算に関する事
- (16) 規約の改正に関する事
- (17) 規約の発効の期日に関する事

第28条 学生会は、毎年度初めに、その年度の会長その他の全役員の名簿を校長に提出するものとする。

2 学生会は、毎年度事業計画書及び収支予算書について学校の承認を受け、また、事業報告書及び収支決算書を学校に提出するものとする。

第29条 学生会の指導については、校長の命を受けて、学生主事が総括する。

2 各部及び各クラブにそれぞれ指導教員を置く。

3 指導教員は、校長が命じ、学生主事の総括のもとに、部又はクラブの活動の指導に当たる。

第30条 学生が学生会のほか、本校の学生をもつて会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名、捺印のうえ学生主事を経て、校長に別記第10号の様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

第31条 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長がその解散を命ずることがある。

第32条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者の署名捺印のうえ、学生主事を経て、校長に別記第11号の様式による校外団体参加願を提出して、その許可を受けなければならない。

第33条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときには、校長は許可を取り消すことがある。

第8章 集会

第34条 学生が、校内において集会、催物その他の行事を行おうとする場合には、目的、期日、施設、設備の名称、参加者数を記載した別記第12号の様式による集会（催物その他の行事）許可願を、1週間以前に、責任代表者から学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

2 学生が、校外において本校名を使用して、集会、催物その他の行事を行おうとする場合も前条の規定を準用する。

第35条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その変更又は中止を命ずることがある。

第9章 印刷物の発行・配布及び販売

第36条 学生が、校内において、雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を発行・配布又は販売しようとする場合には、あらかじめ当該印刷物3部を学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 学生が校外において本校名を使用して、雑誌・新聞・パンフレット等の印刷物を発行・配布又は販売

しようとする場合も、前項の規定を準用する。

第10章 掲示

- 第37条 学生が、校内においてビラ・ポスター類を掲示しようとする場合には、当該掲示物の写を添えて当該掲示物を学生主事に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 学生が、校外において本校名を使用してビラ・ポスター類を掲示しようとする場合も前項の規定を準用する。
- 3 校内に掲示する場合には、本校の定める掲示場所に掲示しなければならない。

第11章 施設・設備の使用

- 第38条 学生及びその団体が、本校の施設・設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設・設備の名称等を記載した別記第13号の様式による「構内施設・設備使用願」を、学生主事を経て、校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設・設備についてはこの限りではない。

第12章 雑則

- 第39条 本則施行に際して必要あるときは、更に施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成17年3月30日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、令和3年4月1日から施行する。